

受益者の皆様へ

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

「債券・通貨戦略ファンド(リスクコントロール型)(愛称:グローバルデザイン)」

信託終了(繰上償還)(予定)のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が設定・運用いたしております「債券・通貨戦略ファンド(リスクコントロール型)(愛称:グローバルデザイン)」につきまして、下記の通り、信託終了(繰上償還)を予定しておりますのでお知らせいたします。

このたびの信託終了(繰上償還)は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定にしたがい、書面による決議を実施いたします。

つきましては、本書面および書面決議参考書類をご確認の上、同封の「議決権行使書面」に信託終了(繰上償還)に関する賛否を含む必要事項をご記入いただき、弊社までご返送ください。

何卒、この信託終了(繰上償還)の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

今回の信託終了(繰上償還)に賛成いただける場合には、お手続き(書面のご返送)の必要はありません。

敬具

記

1. 対象となる投資信託の名称
「債券・通貨戦略ファンド(リスクコントロール型)(愛称:グローバルデザイン)」(以下「本ファンド」といいます。)
2. 信託終了(繰上償還)の理由
本ファンドの受益権口数は、信託約款の繰上償還に関する規定の10億口を下回っており、信託財産の中長期的な成長を目的とした商品性に沿った運用が困難となっているため、信託約款の規定にしたがい、信託終了(繰上償還)を行うものです。
3. 書面決議の日程及び手続
(1) 書面決議の日程

日付	内容	備考
2014年12月15日(月)	対象受益者の確定	議決権を行使できる受益者は、2014年12月15日時点の受益者です。
2015年1月5日(月) ~2015年1月19日(月)	議決権行使期間	下記(2)をご参照ください。
2015年1月21日(水)	書面決議日(信託終了(繰上償還)に関する正式決定)	下記(3)をご参照ください。
2015年1月29日(木)	信託終了(繰上償還)日(予定)	償還代金につきましては、販売会社にご確認ください。

(2) 議決権行使について

① 議決権行使の方法

議決権行使期間中(2015年1月5日(月)～2015年1月19日(月))に、同封の「議決権行使書面」を弊社にご提出いただくことにより議決権を行使することができます。書面に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、同封の返信用封筒にて、ご返送ください(2015年1月19日(月)弊社必着とさせていただきます)。

なお、「議決権行使書面」がご返送されない場合は、信託終了(繰上償還)に賛成したものとさせていただきますので、信託終了(繰上償還)に賛成される場合には、お手続き(書面のご返送)の必要はありません。

② ご留意事項

ア. 「議決権行使書面」がご返送されない場合は、信託終了(繰上償還)に賛成したものとさせていただきます。

イ. ご提出頂いた「議決権行使書面」の賛否記載欄に賛否の記載がない場合は、信託終了(繰上償還)に賛成したものとさせていただきます。

ウ. 同一の受益者が、重複して行使した議決権行使の内容が異なる場合は、全ての議決権に関して無効とさせていただきます。

エ. 改正後の「投資信託及び投資法人に関する法律」が2014年12月1日付で施行されたことに伴い、信託契約の解約、変更等における書面決議に反対の受益者による買取請求権に係る条項が改正されたため、本ファンドの信託約款に所要の変更を行ないました。この変更により、書面決議に反対の受益者の買取請求に係る規定はなくなりましたが、引続き解約の実行の請求をすることができますので、受益者に不利益は生じません。

また、同じく法律改正により書面決議の際の受益者数要件が撤廃されたため、従来「受益者の半数以上で、かつ、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって」行われていた書面決議が、「受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって」行われることになりました。本件についても信託約款に所要の変更を行ないました。

※ 記入内容に不備がある場合、議決権行使書面の受付ができない場合があります。

※ 議決権数(受益権口数)等を確認するため、お取引中の販売会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社および受託者の三者間で受益者に関する情報を共有させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

※ 必要がある場合、ご本人確認のための書類を提出していただくことがあります。

※ 議決権行使に際して、委託者、販売会社および受託者が取得した個人情報(本ファンドの信託終了(繰上償還)における、「投資信託及び投資法人に関する法律」第17条に係る議決権行使の受益権口数の管理のみを利用目的とし、他の目的には使用しません)。

(3) 信託終了(繰上償還)の決定について

信託終了(繰上償還)は、議決権を行使できる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。この場合、予定通り2015年1月29日(木)をもって信託終了(繰上償還)を行います。

また、上記の議決権以上の賛成を得られず、信託終了(繰上償還)が否決された場合は、信託終了(繰上償還)は行いません。この場合、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

＜お問い合わせ先＞

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

営業企画部 議決権行使書面受付係

TEL: 0120-668001

(午前9時～午後5時(土日・祝日等は除く))

以上

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の相当性に関する事項

「債券・通貨戦略ファンド(リスクコントロール型)(愛称:グローバルデザイン)」の受益権口数は、信託約款の繰上償還に関する規定の10億口を下回っており、信託財産の中長期的な成長を目的とした商品性に沿った運用が困難となっているため、信託約款の規定に基づき、繰上償還を行うものです。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

2015年1月29日

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

信託終了(繰上償還)の書面による決議が、議決権を行使できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる賛成を得られない場合には、信託終了(繰上償還)は中止されます。

4. 投資信託契約の解約について受益者の不利益となる事実

該当事項はございません。

5. 直近に作成された財産状況開示資料等の内容

(有価証券報告書(第5特定期間 2014年2月21日~2014年8月20日)より抜粋)

(1) 貸借対照表

項目	第4特定期間 (平成26年 2月20日現在) 金額(円)	第5特定期間 (平成26年 8月20日現在) 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,259,570	3,062,170
投資信託受益証券	387,854,337	239,267,923
親投資信託受益証券	1,013,869	1,014,172
未収利息	12	3
流動資産合計	398,127,788	243,344,268
資産合計	398,127,788	243,344,268
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,326,757	843,320
未払解約金	5,008,203	—
未払受託者報酬	17,808	10,786
未払委託者報酬	338,317	204,905
その他未払費用	1,771	1,065
流動負債合計	6,692,856	1,060,076
負債合計	6,692,856	1,060,076
純資産の部		
元本等		
元本	442,252,334	281,106,712
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△50,817,402	△38,822,520
(分配準備積立金)	(7,799,625)	(6,439,198)
元本等合計	391,434,932	242,284,192
純資産合計	391,434,932	242,284,192
負債純資産合計	398,127,788	243,344,268

(2) 損益及び剰余金計算書

項目	第4特定期間 自 平成25年 8月21日 至 平成26年 2月20日 金額(円)	第5特定期間 自 平成26年 2月21日 至 平成26年 8月20日 金額(円)
営業収益		
受取配当金	13,976,420	9,798,740
受取利息	2,289	1,173
有価証券売買等損益	△30,348,557	△10,384,851
営業収益合計	△16,369,848	△584,938
営業費用		
受託者報酬	125,960	83,996
委託者報酬	2,393,246	1,595,833
その他費用	12,540	8,336
営業費用合計	2,531,746	1,688,165
営業利益又は営業損失 (△)	△18,901,594	△2,273,103
経常利益又は経常損失 (△)	△18,901,594	△2,273,103
当期純利益又は当期純損失 (△)	△18,901,594	△2,273,103
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	55,053	18,426
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△38,870,851	△50,817,402
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,086,986	21,150,934
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,086,986	21,150,934
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,995,887	535,505
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,995,887	535,505
分配金	9,081,003	6,329,018
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△50,817,402	△38,822,520

6. 投資信託契約の解約の理由

上記1. をご参照下さい。

7. 財産状況開示資料等を作成した後に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はございません。

以上